

第868回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和5年11月2日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（ 16名）

1番 稲田 義敬	2番 山口 一晴	3番 濱田 頼之
4番 山本 欣史	5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里
7番 澤田 誠規	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

1番 松本 功	2番 保田 稔	3番 川島 照久
5番 赤星 文香	6番 山本 大	7番 浦田 久永

4. 欠席者（ 2名）

8番 西山 成彦

4番 堀内 愛貴

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長	小松 憲司	事務局	主任 柴岡 恵美
産業振興課 農業振興係長	濱田 紘一		

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	農地法第5条許可申請審査について
議案第3号	宿毛市農用地利用集積計画について
議案第4号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

○議長 11月に入りましたが、今日もとても暑い天気になっております。来週からは寒くなるとのニュースもありますので体調管理の方も気を付けてください。今日は案件も多いようなので、皆さんの協力のもとスムーズな、速やかに会議を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 これより、第868回宿毛市農業委員会の会議を開会します。
「議事録署名委員」の指名を行います。11番 羽賀 大透 委員、1番 稲田 義敬 委員にお願いします。
(なお、8番 西山 成彦 委員、4番 堀内 愛貴 委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありました。)

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局です。それでは議事に入ります前に事務局から申し訳ございません、本日の議案の差し替えと事務連絡がいくつかありますのでお知らせいたします。まず本日委員の皆さんのお手元に配布しております資料につきまして確認させていただきたいと思っております。議案書ページ数では4ページ、5ページ、6ページ。議案書番号は議案第2号農地法5条申請明細について差し替えとなっております。この部分3点あります。初めに受付番号4ページの6番から続く5ページ10番までの内容ですが、一時転用の部分ですけど、土地の地積。申請土地の地積を表示しておりますが、実際一時転用する部分の地積を表示するところですが、当方1筆全体、大きい数字の方を表示しておりました。よって差し替えするものです。例えば実際この後説明いたしますが、6番の●●さんの関係で言ったら、152㎡のうち実際に一時転用に引っかかっているのは土地の形状、端の三角の部分実測は1.2㎡となります。こちらが実際の対象でございました。この部分の表示が落ちておりましたので差し替えとさせていただきます。内容につきましては後ほどご説明いたします。合わせてカラー印刷にて小深浦の分につきまして追加で用地の実測図を添付しております。実際に色のついた部分が全体の面積のうち一時転用になる部分ということになります。合わせてご確認ください。後はですね、5ページの11番の案件につきまして、後ほどこちらも説明いたしますが、農地区分第1種。それから続く12番芳奈の案件の農地区分こちらは第2種。後でまた説明させていただきます。12番の案件の所有権移転につきましては委任を受けた行政書士の方から、皆さんに議案送付した後に、内容の変更の申し出がありまして、当初は使用貸借ということでしたけど、贈与ということに変更になりまして無償と

いう形になっておりますので、ここを変更させていただいております。以上3点変更がありました。後もう1点、ごめんなさい。議案書10ページ、議案第3号集積計画の受付番号40番、こちらの貸付人のお名前に誤字がありました。●●さんのお名前●の字が入っておりますが、●という文字となります。訂正させていただきます。電話番号の方は合っていますが、こちらの方が間違っておりました。大変失礼いたしました。以上です。内容の方はそれぞれのところでご説明させていただきますので、審議・審査の方よろしく願いいたします。

○事務局員

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
受付番号15番。場所は2ページに位置図をつけております。

小筑紫町伊与野。伊与野の広い農用地区域内の中にある農地の2筆になります。

譲渡人は高齢となったため生存中に手続きを行い、息子に譲り渡したいとのことから今回の申請となりました。贈与で取得後も引き続き水稻栽培を行うとの計画が出されています。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号16番。場所は3ページに位置図をつけております。

小筑紫町田ノ浦。すくも湾漁協付近にある農地の1筆です。

譲渡人は相続で申請地を取得していましたが、体を悪くし、耕作や管理することが困難となったことから、今回、兄に譲り渡すことになりました。取得後は季節野菜や柿を耕作するとの計画が出されています。

なお、譲受人は農地を保有していますが、2004㎡で、今回所有権移転する農地の面積も198㎡で、30a(3反)以下ですが、令和5年4月1日より農地法3条第2項第5号が廃止され、下限面積が撤廃されておりますので、申し添えます。

本申請は双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

以上2件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

続きまして、受付番号15番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

- 寺田委員 【議案書をもとに15番朗読】
親子関係です。申請理由の通り、贈与による所有権移転です。両名の確認はできております。よろしく頼みます。
- 議 長 続きまして、受付番号16番について、田ノ浦地区担当の羽賀委員より説明をお願いいたします。
- 羽賀委員 【議案書をもとに16番朗読】
先日浦田委員と現地確認後、●●さん（譲渡人）には電話で、●●さん（譲受人）には直接お会いしてお話を聞きました。●●さん（譲渡人）が病気の為、中村の方に引っ越したので、管理ができないので●●さん（譲受人）に名義を移したいそうです。●●さんは数年前までですがお米やみかん等作っていたので問題ないと思います。以上です。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- （審議中）
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- （「なし」との声あり）
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」との声あり）
- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長

議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」ご説明いたします。

議案書4ページからになります。先程冒頭でも議案書の差し替えについてご説明いたしましたが、お手元に配布しております方をご確認いただけたらと思います。今回の転用申請は全部で8件です。内訳は前回の定例会でお伝えしておりました、風力発電の輸送に伴う道路拡幅用地としての一時転用が市内2ヶ所。これが2件と4件で合わせて6件です。それぞれ以外としまして建物の建築に伴う転用が2件提出されております。それでは順番にご説明いたします。

初めに受付番号5番と6番についてご説明いたします。

5番。申請場所 所在地 大字宿毛。7ページに位置図をつけております。国道56号線宿毛バイパス、ローソン宿毛バイパス店向かい側交差点沿いに広がる農地のうちの6筆です。

転用目的は風車輸送に伴う回転場、回転する場所が必要なためです。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

一時転用に係る所要面積は、6筆合わせて739.25㎡となっております。資金計画としましてこちら工期3年間予定しておりますが、その間の土地賃借料が合わせて322万円、土地造成費が1,000万円、原状回復費用が1,000万円、これら合計2,322万円いずれも自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、「その他の農地」と判断されることより一時転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号6番。先程の5番の隣地となっております。

一時転用に係る面積は先程議案書差し替えした内容です。全体の152.00㎡のうちの端っこの部分1.28㎡となっております。この部分の土地の賃借料（3年間）が30万円、土地造成費が50万円、原状回復費用が50万円、これら合計130万円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分は、先程の5番と同様で「その他の農地」ということで一時転用に支障なしと考えております。

続きまして、議案書4ページ7番以降。7番から10番についてご説明させていただきます。

受付番号7番。申請場所 所在地 大字小深浦。7ページに位置図をつけております。コンビニエンスストア ファミリーマート球場前店沿いに広がる農地のうちの1筆になります。

こちらにつきましても転用目的としましては風車輸送に伴う回転場が必要なためです。先程と同様関係書類一式は添付されており、一時転用所要面積は全体のうちの811.11㎡となっております。こちらの部分の土地の賃

借料（3年間）が90万円、土地造成費が400万円、原状回復費用が400万円、これら合計890万円を自己資金で賄うこととしております。

こちらにつきましても先程と同様「その他の農地」と判断されることより一時転用に支障なしと考えております。

続きまして、ページ変わります。議案書5ページ、8番です。場所は先程の隣地になります。

一時転用に係る所要面積は、全体のうち734.28㎡です。資金計画としましては土地賃借料（3年間）が165万円、土地造成費が400万円、原状回復費用が400万円、これら合計965万円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、先程と同様「その他の農地」と判断されることより一時転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号9番。場所は先程の隣地になります。

一時転用所要面積は、全体のうち1,055.14㎡となっております。資金計画としましては土地賃借料（3年間）が90万円、土地造成費が400万円、原状回復費用が400万円、これら合計890万円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、先程と同様「その他の農地」と判断されることより一時転用に支障なしと考えております。

一時転用の部分は最後になります。受付番号10番。場所は先程と同様の隣地です。

一時転用所要面積は、全体のうち834.26㎡となっております。資金計画としましては土地賃借料（3年間）が90万円、土地造成費が400万円、原状回復費用が400万円、これら合計890万円を自己資金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、先程と同様「その他の農地」と判断されることより一時転用に支障なしと考えております。

ここまでの一時転用の内容でした。

続きまして、受付番号11番。申請場所 所在地 大字押ノ川。8ページに位置図をつけております。聖ヶ丘病院職員住宅の西側に広がる農地のうちの一部になります。

転用目的としましては申請者が自営で行っております、建設業作業家屋の建築のためになっております。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されてお

ります。

転用所要面積は、369.00 m²です。こちらの資金計画については建築費が950万円、初年度賃借料が1万5千円、その他諸々の雑費として48万5千円、これら合計1,000万円すべてを銀行融資として借入れ金で賄うこととしております。

農地区分につきましては、農地の周辺の広がりがあるため第1種と判断されますが、この建物、申請地の周辺には既存の建物も多くあり集落から60m未満で接続していることから、農地法の例外規定の適応対象になり、転用に支障はなしと考えております。またこの農地区分の判定につきましては、本申請するに先立ち、今年の7月に高知県農業基盤課の方に確認済みとなっております。

なお本申請は委任を受けました四万十市の川田行政書士から提出されておりますことを申し添えます。以上が11番の内容になります。

続いて最後の案件になります。受付番号12番。申請場所 所在地 大字山奈町芳奈。8ページに位置図をつけております。県道橋上平田線、芳奈地区三叉路交差点から市道沿いに広がる農地のうちの2筆になります。

転用目的は自宅の物置の建築（既存）と新たに設置予定の事務所・倉庫（トレー類、惣菜容器、袋包装類）の建築のためになります。

農地転用に伴う土地利用計画図、事業計画書等必要書類は添付されております。

転用所要面積は、2筆合わせて281.00 m²となっております。資金計画としましては土地取得費は贈与により所有権移転につき必要ありません。既存で建っております物置は平成28年に建築済みで資金は必要なく、今後新設予定の事務所・倉庫については1,320万円。自己資金が220万円あり、残りの1,100万円については銀行融資、借入金で賄うこととしております。

なお本申請は委任を受けました四万十市の西川行政書士から提出されておりますことを申し添えます。

農地区分については、第2種判定としており、転用に支障なしと考えております。

今回案件が多くなっておりますが、審査の方よろしく願いいたします。説明は以上となります。

○議長 続きまして、受付番号5番及び6番と11番について、街区地区及び押ノ川地区担当の稲田委員より説明をお願いいたします。

○稲田委員 【議案書をもとに5番及び6番と11番朗読】

10月29日に松本委員と同行し現地を確認しました。次の日11月30日に●●建設の担当の●●さんに連絡をしましたが、なかなか連絡が通じません。聞けば●●建設は大手で1万くらい人数がおるらしいです。そのあたり受付の方に担当の●●さんお願いしますと言っても通じませんで、最終的に委員会に連絡して●●さんの携帯を聞きまして一応連絡は取れました。詳細は文書を持っていないので分かりかねる。坂本行政書士に委任しているのでそちらの方で確認してくれと言うことで、坂本行政書士の方に確認を取りまして間違いのないとことです。その後譲り渡し人の●●●さんに確認を取りました。●●●さんは体が悪いとのことで妹さんがおりまして、妹さんに確認を取ったところ聞いているので間違いのないとことです。もう一方の〇〇さんにも連絡しましたが、こちらも本人ではなくお母さんでしたが、聞いているのでよろしくお願いしますとのことでした。

今回のことで気づいたのですが、なかなか大きな会社の担当者の方に連絡を取るのには難しいものがあるなど。次に話される山口委員も苦労されたと聞いておりまして。今回のことちょっと反省して何かいい方法がないかなど。行政書士が入っているなら行政書士に確認をとったら早いなどと言う気持ちがありました。

受付番号11番ですが、10月29日に松本委員と同行し現地確認をしました。10月30日に●●さん（譲受人）に確認し、譲渡人の●●さんには残念ながら連絡が取れませんでした。隣の土地が松本委員の土地ということで確認取れて間違いのないとことです。以上です。

○議長 続きます、受付番号7番から10番について、小深浦地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに7番から10番朗読】

説明についてはおおよそ事務局と稲田委員が説明してくれたのでほぼ大丈夫。唯一受付番号7番の●●さんについては、電話したものの耳が遠く全く会話になっていなかったもので、この方に関してだけは行政書士の坂本さんに確認を取っております。以上です。

○議長 続きます、受付番号12番について、芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに12番朗読】

10月30日にそれぞれ確認して、間違いありません。よろしく申し上げますということです。以上です。

- 議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- 川島委員 かまんかね。1 2 番の件ながやけど、所有権移転で、有償かね。無償やないけん、ええね。無償やったら関係があるがやろうかと思って。
- 澤田委員 ●●さんは娘婿。
- 事務局長 すみません。無償ですね。差し替えさせていただいています。
- 小島委員 1 2 番ですが、●●さんは何されよる方。
- 澤田委員 モダンパック行きよってね。一昨年くらいから独立して自分でやりよる。
- 小島委員 ここにその物置等。
- 澤田委員 そうみたいな。食品関係の。
- 小島委員 わかりました。はい。
- 松本委員 1 1 番ですかね。農地区分が第 1 種になっちょうがやけど、前回の、前のはその他になっちょうがよ。その他が本当やないかと思うがやけど。周囲 10ha あって、1 種区分、おかしいろ。
- 事務局長 県の方に事前に、7 月に 1 種、2 種、3 種の中ではどれになるか確認したら 1 種ということでしたので。
- 松本委員 それはおかしいぞ。
- 事務局長 転用には支障ないんですが、事前に本課の方にはそういうことで。このその他の表記についてはですね、非常に分かりづらいんですけど、本当はその他に入るんですが、ちょっとここ他の分との兼合いがありまして今回のような表記にしていますが、本来なら市街化区域・市街化調整区域・その他の区域、3 つある中でどれかを選ぶというふうに申請書にはあるんですが、結局宿毛市にはそういう市街化区域・市街化調整区域という大きい区分という所がないので全てその他。松本委員がおっしゃる通り、その他になる認識には間違いがないので、申し添えておきます。

- 松本委員 訂正したがが1種になっちゃうけんよ。
- 事務局長 そうなれば先程の12番もその他になる。
- 岩本委員 1種やなかった。
- 事務局長 面積的には1種かもしれませんが、先程私が申し上げました通り、市街化調整区域・市街化区域・その他の区域の3つの中から選ぶということになると、今回は全てその他です。分かりにくくて申し訳ございませんでした。
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請審査について」8件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしと言うことですので、「議案第2号」8件は、意見を附して県に送付することに決しました。
- 議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 澤田委員 どうせ退席せないかんがやけん。
- 議 長 それでは農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限のため、浦田推進委員・澤田農業委員の退席を求めます。
- (浦田農地利用最適化推進委員・澤田農業委員 退室)
- 議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員 議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」ご説明いたします。

受付番35番についてご説明いたします。再設定になります。
場所は大字伊与野。伊与野川沿いに広がる農用区域内の中にある農地の1筆になります。
田ではハウスみょうがを作るとの計画が出されています。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長 それでは、受付番号35番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに35番朗読】
再設定でありますので問題ないと思いますので、よろしく願いします。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第3号「宿毛市農用地利用集積計画について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしと言うことですので、「議案第3号」1件は、市に通知することに決しました。

○議 長 浦田委員の入室を許可します。

(浦田農地利用最適化推進委員 入室)

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 続きまして受付番号36番。借受人の父親が利用権設定（今月末終了）を行い耕作していましたが、亡くなったことから息子が借りて引き続き耕作を行うことになりました。対象者が変わったため新規設定になります。

場所は大字伊与野。高知西南交通、伊与野橋バス停付近に広がる農用地区域内の中にある農地の2筆になります。田では水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

続きまして、受付番号37番から43番の7件につきましては、利用権設定の借主は「公益財団法人高知県農業公社」となっております。高知県農業公社というのは「農地中間管理機構」のことです。

まず、議案第3号として各所有者から機構へ農地を貸す利用権設定を審議していただき、後ほど11ページにあります議案第4号としまして配分計画案に対するご意見をお願いできればと思います。

いずれも新規設定です。設定期間は受付番号37、38番は5年間、39番から43番は10年間となっております。利用権の種類は使用貸借で、いずれも同様の設定内容になります。

場所は山奈町山田（4筆）と山奈町芳奈（7筆）。7名の所有者から合わせて11筆、23,758㎡の設定になります。

登記及び現況地目はすべて田で水稻を作るとの計画が出されています。

いつもでしたら、委員の皆様方に、この借主は「農地全てを効率利用する人なのか」とか「必要な農作業に常時従事するのか」といった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。

以上のことから、事務局は今回申し出のありました、受付番号37番から43番の7件について農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定の申請は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、受付番36番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いいたします。

○寺田委員 【議案書をもとに36番朗読】

兩名の確認はできております。問題ないと思いますがよろしくお願

ます。

○議 長 続きまして、受付番 37 番及び 38 番について、山田地区担当の小島委員より説明をお願いいたします。

○小島委員 【議案書をもとに 37 番及び 38 番朗読】
双方ともに山本委員より確認できております。よろしくをお願いいたします。以上です。

○事務局長 失礼いたしました。電話番号の方は西山委員になってますが、次第の方が、申し訳ありませんでした。

○議 長 続きまして、受付番 39 番から 43 番について、芳奈地区担当の赤星委員より説明をお願いいたします。

○赤星委員 【議案書をもとに 39 番から 43 番朗読】
それぞれ貸付人の方からはよろしくお願ひしますとのことでした。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第 3 号「宿毛市農用地利用集積計画について」8 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第 3 号」8 件は、市に通知することに決しました。

(産業振興課 濱田係長 入室)

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしと言うことですので、「議案第4号」2件は、市に答申することに決しました。濱田係長、ありがとうございました。

(産業振興課 濱田係長 退室)

- 議 長 澤田委員の入室を許可します。

(澤田農業委員 入室)

(協議事項)

- 議 長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。

- 事務局長 非農地証明についてご報告いたします。本日は1件です。
受付番号16番。申請場所 所在地は大字小筑紫町伊与野 伊与津地区。
登記地目 畑2筆です。議案書最後のページに位置図をつけております。
申請地は昭和25年及び昭和62年頃住居を建築し現在に至っております。

農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

- 議 長 続きまして、受付番号16番について、伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いします。

- 寺田委員 **【議案書をもとに番号16番朗読】**
確認の結果、申請理由の通りであります。よろしく申し上げます。

- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長 長 これより採決をいたします。
非農地証明1件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議長 長 異議なしと言うことですので、非農地証明1件は、証明することに決しました。

(報告事項)

- 議長 長 事務局より報告事項があります。

- 事務局長 (①県に送付した結果の報告について)

第866回宿毛市農業委員会会議(9月5日開催)で承認となった、農地法第5条許可申請(受付番号4号)について、県に意見を付して送付しておりましたが、県より許可の決定がありましたので報告いたします。内容については宿毛市宿毛・鷺洲地区、洗車場の新築に関する部分です。令和5年10月27日付けで許可となっております。

(②地域計画における目標地図作成に向けた取り組み(農家へのアンケート調査実施)について)

「人・農地プラン」改め「地域計画」における目標地図の作成を求められておりますが、今月14日(火)の予定で宿毛市では初めての取り組みとして平田地区で座談会(地域へ入ったの取り組み)をスタートすることとなりました。この内容の結果等につきましては、次回定例会、11月28日(火)に皆さまに詳細等お知らせできたらと思っております。

- 事務局員 (③活動記録簿の提出について)

本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

- 事務局員 (④次回会議の日程について)

次回会議の日程についてお知らせします。次回は11月28日(火)午後1時30分開会の予定です。なお、会議への各種申請書類受付締切

日は11月2日（木）本日で、議案送付は11月21日（火）を予定しております。

○議長　ほかに何かありませんか。

（「なし」との声あり）

議長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第868回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和5年11月2日

会 長 岩本 誠司

農業委員 羽賀 大造

農業委員 稲田 義敬